

（車線逸脱警報装置）

第51条の2 平成27年7月31日以前に製作された自動車については、保安基準第43条の6第2項の規定並びに細目告示第67条の2、第145条の2及び第223条の2の規定は、適用しない。

- 2 平成31年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの（平成29年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 3 平成33年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12トン以下のもの（平成31年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成31年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 4 平成31年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車^{けん}を除く。）であって車両総重量が22トンを超えるもの（平成29年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成29年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 5 平成32年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車^{けん}を除く。）であって車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準

【2015. 01. 22】第51条の2（車線逸脱警報装置）

値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。

- 6 平成33年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車であって車両総重量が13トンを超えるものを除く。）であって車両総重量が8トンを超え20トン以下のもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成33年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のもの（平成31年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成31年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成32年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13トンを超えるもの（平成30年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成30年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第43条の6の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第3号）による改正前の保安基準第43条の6の規定に適合するものであればよい。